

平成24年8月13日

## 「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」を改正しました ～シリア向け関連汎用品目を追加～

経済産業省では、生物・化学兵器関連の拡散防止に関する国際輸出管理レジームにおいて、関連汎用品目のシリアに対する輸出管理をより厳格化すべきことが合意されたことを受けて、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」を改正し、核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例の品目リストに、シリア向け関連汎用品目を追加しましたので、お知らせします。

### 1. 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例の改正

核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例の品目リストに、シリア向け関連汎用品目を11品目追加しました。

### 2. (参考) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例とは

キャッチオール規制(※)の実効性向上を目的に、輸出者に対し、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1で規制される貨物(リスト規制品)ではないものの、核兵器等の開発等に使用されるおそれの強い貨物の情報を提供するものです。これらの貨物を輸出する場合には、用途及び需要者の確認を特に慎重に行うことが必要となります。

(※) 国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務付ける制度

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 後藤

担当者： 椎名、河合

電話：03-3501-1511 (内線 3271~4)

03-3501-2800 (直通)